

平成31年 3月31日
独立行政法人 労働政策研究・研修機構

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律に基づく「独立行政法人労働政策研究・研修機構労働大学校の施設の管理・運営業務」（「労働大学校」の運営等業務（警備等業務））に係る民間競争入札の契約の締結について

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号。以下「法」という。）に基づく民間競争入札を行った「独立行政法人労働政策研究・研修機構労働大学校の施設の管理・運営業務」（「労働大学校」の運営等業務（警備等業務））については、平成31年2月26日に開札を行い、落札者を決定し、下記のとおり契約を締結したので公表します。

1 契約の相手方の住所、名称及び代表者

埼玉県さいたま市浦和区高砂 2-3-18
株式会社 KSP・EAST
代表取締役 五十嵐 久男

2 契約金額（税込み）

31,298,400円

3 実施期間

平成31年4月1日から令和3年3月31日までの3年間

4 請負業務の内容及びその実施に当たり確保されるべき質

(1) 請負業務の内容

「労働大学校」の運営等業務（警備等業務）における民間競争入札実施要領に基づき、以下に示す業務を実施する。

I. 警備等業務

(2) 警備等業務の実施に当たり確保されるべき質

生活・居住の場としての大学校施設が包括的に快適な利用環境にあるよう施設管理・運営業務の質が確保されなければならない。警備等業務を含めた施設管理・運営業務の実施に当たり確保されるべき質は、以下のとおりとする。

ア. 快適性の確保

アンケート調査において、次の水準を上回ることとする。

・質問2「警備員の対応について」の(1)及び(2)の各設問において、「満足」と「やや満足」の合計の回答率が80%以上

※ アンケート調査は大学校に入校する全コースの研修生に対して実施し、集計は年4回（四半期毎に）行う。（アンケート票の質問1は、別途の入札による契約となる施設管理・運營業務についての質問）

イ. 品質の維持

・警備等業務の不備に起因する当施設における研修の中断回数
（定量的な指標：0回）

※ 研修の中断とは、研修（講義等）が中断することにより、研修目的が達成されない場合をいう。

ウ. 安全性の確保

・警備等業務の不備に起因する施設利用者の怪我の回数
（定量的な指標：0回）

※ 怪我とは、病院での治療を要する怪我をいう。

5 機構労働大学校の施設の管理・運營業務（「労働大学校」の運営等業務（警備等業務））の業務請負者が、当機構に対して報告すべき事項、秘密を適正に取り扱うために必要な措置その他の本業務の適正かつ確実な実施の確保のために本業務請負者が講じるべき措置に関する事項

(1) 本業務請負者が当機構に報告すべき事項、当機構の指示により講じるべき措置

ア. 報告

(ア) 請負者は、前記4(1)に示すアからウの各業務について、定められた方法及び頻度で、大学校に業務報告を行うこと。

業務報告書への記載内容については、「報告書類一覧」の「報告書名」及び「報告内容」を確認の上、作成すること。さらに、必要に応じて機構から求められた場合にも報告するものとする。

(イ) 請負者は、警備等業務を実施するに当たり、委託期間中の事故の防止等、研修生、職員等施設利用者の安全衛生については十分配慮するとともに、事故等が発生した場合は、迅速に対応するとともに、速やかに機構宛てに報告しなければならない。

(ウ) 機構は、請負者から報告を受けた前記(ア)、(イ)の結果及び満足度等に関するアンケート調査について取りまとめの上、1年に1回公表する。

イ. 調査

機構は、本業務の適正かつ確実な実施を確保するために、前記(1)の報告や機構職員が随時行う点検結果により必要があると認められるときは、請負者に対し、管理・運營業務の状況に関し、必要な報告を求め、又は請負者の事務所に立ち入り、管理・運營業務の実施の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問することができるものとする。立入検査をする機構の職員は、検査等を行う際には、当該検査が法第26条第1項に基づくものであることを請負者に明示するとともに、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示するものとする。

ウ. 指示

機構は、請負者による委託業務の適正かつ確実な実施を確保するために必要があると認めるときは、請負者に対し、必要な措置をとるべきことを指示することができるものとする。

(2) 秘密を適正に取り扱うために必要な措置

ア. 請負者は、本業務の実施に際して知り得た当機構の情報等(公知の事実等を除く)を、第三者に漏らし、盗用し、又は請負業務以外の目的のために利用してはならない。これらの者が秘密を漏らし、又は盗用した場合は、法第54条により罰則の適用がある。

イ. 請負者は、本業務の実施に際して得られた警備等業務に関する利用技術(アイデア又はノウハウ)については、請負者からの文書による申出を当機構が認めた場合に限り、第三者へ開示できるものとする。

ウ. 請負者は、当機構から提供された個人情報及び業務上知り得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)に基づき、適切な管理を行わなくてはならない。また、当該個人情報については、本業務以外の目的のために利用してはならない。

エ. 請負者は、当機構の情報セキュリティに関する規程等に基づき、個人情報等を取り扱う場合は、①情報の複製等の制限、②情報の漏えい等の事案の発生時における対応、③請負業務終了時の情報の消去・廃棄(復元不可能とすること。)及び返却、④内部管理体制の確立、⑤情報セキュリティの運用状況の検査に応じる義務、⑥請負者の事業責任者及び請負業務に従事する者全てに対しての守秘義務及び情報セキュリティ要求事項の遵守に関して、「機密保持誓約書」への署名を遵守しなければならない。

オ. アからエまでのほか、当機構は、請負者に対し、本業務の適正かつ確実な実施に必要な限りで、秘密を適正に取り扱うために必要な措置を採るべきことを指示することができる。

(3) 契約に基づき請負者が講じるべき措置

ア. 管理・運營業務の開始及び中止

(ア) 請負者は、締結された契約に定められた業務開始日に、確実に管理・運營業務を開始しなければならない。

(イ) 大学校の施設、設備、備品等の各所には、錆つき、固着、材質の肉厚の劣化その他、経年による変形等が予想されるため、それらに適切に対処できる方法により、管理・運營業務を実施すること。

(ウ) 請負者は、やむを得ない理由により管理・運營業務を中止しようとするときは、あらかじめ機構と協議し、承認を得なければならない。

イ. 公正な取扱い

(ア) 請負者は、警備等業務の実施にあたって、研修生を合理的な理由なく区別してはならない。

(イ) 請負者は、警備等業務における研修生の取扱いについて、大学校以外の場で自らが行う他の事業における利用の有無等により区別してはならない。

ウ. 金品等の授受の禁止

請負者は、管理・運營業務において、金品等を受け取る事又は与えることをしてはならない。

エ. 宣伝行為の禁止

(ア) 請負者及びその事業に従事する者は、「独立行政法人労働政策研究・研修機構」、「労働大学校」の名称を用い、警備等業務以外の自ら行う業務の宣伝に利用すること(一般的な会社案内資料において列挙される事業内容や受注業務の1つとして事実のみ簡潔に記載する場合を除く。)及び当該自ら行う業務が管理・運營業務の一部であるかのように誤認させるおそれのある行為をしてはならない。

(イ) 請負者は、大学校において、大学校以外の場で自らが行う他の事業における宣伝を行ってはならない。

オ. 機構との契約によらない自らの事業の禁止

請負者は、大学校において、機構との契約によらない自らの事業(機構以外の者との契約に基づき実施する事業を含む。)を行ってはならない。

カ. 法令の遵守

警備等業務の実施に当たり、請負者は、関係法令を遵守しなくてはならない。

また、関連法規による届出、通知等が必要な場合は、請負者がこれを行うこと。

キ. 安全衛生

請負者は、警備等業務を実施するに当たり、受託期間中の事故の防止等、研修生の安全衛生については十分配慮しなければならない。

なお、事故等が発生した場合は、迅速に対応するとともに、速やかに機構宛てに報告しなければならない。

ク. 記録

請負者は、管理・運營業務の実施状況に関する記録を作成し、管理・運營業務を終了し、又は中止した日の属する年度の翌年度から起算して5年間、保管しなければならない。

ケ. 権利の譲渡の禁止

請負者は、委託契約に基づいて生じた権利の全部又は一部を第三者に譲渡してはならない。

コ. 権利義務の帰属

(ア) 請負者は、警備等業務の実施が第三者の特許権、著作権その他の権利と抵触するときは、その責任において、必要な措置を講じなければならない。

(イ) 請負者は、警備等業務の実施状況を公表しようとするときは、あらかじめ、機構の承認を受けなければならない。

サ. 再委託の禁止等

(ア) 請負者は、機構から委託を受けた警備等業務の実施に係る業務を一括して第三者に委託し又は請け負わせてはならない。

(イ) 請負者は、警備等業務の実施に当たり、その一部について再委託を行う場合には、原則として、あらかじめ企画書において、再委託先事業者名、再委託する業務の範囲、再委託を行うことの合理性及び必要性、再委託先の業務履行能力並びに報告徴収その他業務管理の方法(以下「再委託先等」という。)について記載しなければならない。

(ウ) 請負者は、委託契約締結後やむを得ない事情により再委託を行う場合には、再委託先等を明らかにした上で機構の承認を得ることとする。

(エ) 請負者は、前記(イ)又は(ウ)により再委託を行う場合は、再委託先から必要な報告を徴収することとする。

(オ) 再委託先は、請負者と同様の義務を負うものとする。

シ. 委託内容の変更

機構及び請負者は、管理・運營業務の質の向上の推進、またはその他やむを得ない事由により委託内容を変更しようとする場合は、予め変更の理由を提出し、それぞれの相手方の承認を受けるとともに法第21条の規定に基づく手続きを適切に行わなければならない。また、設備更新及び法令変更等において委託内容が変更になる場合は、協議により、契約の内容を変更することができる。

ス. 契約の解除等

機構は、請負者が次のいずれかに該当するときは、請負者に対し、委託費の支払いを停止し、又は契約を解除若しくは変更することができる。

なお、前記理由により機構が契約を解除したとき、請負者は、違約金として契約金額の100分の10に相当する金額を機構に納付するとともに、機構との協議に基づき、管理・運營業務の処理が完了するまでの間、責任をもって当該業務の処理を行わなければならない。

前記違約金の定めは、違約金額を超過する損害額についての損害賠償を妨げるものではない。

(ア) 偽りその他不正の行為により落札者となったとき

(イ) 法第14条第2項若しくは第15条において準用する第10条(第11号を除く。)の規定により民間競争入札に参加する者に必要な資格の要件を満たさなくなったとき

(ウ) 契約に従った警備等業務を実施できなかったとき、又はこれを実施することができないことが明らかになったとき

(エ) 前記ハに掲げる場合の他、契約において定められた事項について重大な違反があったとき

(オ) 法令又は契約に基づく報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたとき

(カ) 法令または契約に基づく指示に違反したとき

(キ) 請負者又はその職員その他の従事者が、法令又は契約に違反して、警備等業務の実施に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用したとき

(ク) 暴力団員を業務を統括する者又は従業者としていることが明らかになったとき

(ケ) 暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していることが明らかになったとき

セ. 委託契約の解釈

委託契約に関して疑義が生じた事項については、その都度、機構と請負者とが協議するものとする。また、本契約に記載のない事項が発生した場合についても、その都度、機構と請負者とが協議するものとする。

ソ. 業務の引継ぎ

(ア) 現行の事業者からの引継ぎ

機構は、当該引継ぎが円滑に実施されるよう、現行の事業者及び請負者に対して必要な協力をを行うとともに、引継ぎが完了したことを確認する。本業務を新たに実施することとなった請負者は、本業務の開始日までに、業務内容を明らかにした書類等により、現行の事業者から業務の引継ぎを受けるものとする。

なお、その際の事務引継ぎに必要となる経費は、請負者の負担となる。

(イ) 本業務終了の際に請負者の変更が生じた場合の引継ぎ

機構は、当該引継ぎが円滑に実施されるよう、請負者及び次回の事業者に対して必要な協力をを行うとともに、引継ぎが完了したことを確認する。

本業務の終了に伴い請負者の変更となる場合には、請負者は、当該業務の開始日までに次回の事業者に対し、引継ぎを行うものとする。

なお、その際の事務引継ぎに必要となる経費は、次回の事業者の負担となる。

6 機構労働大学校の施設の管理・運營業務(「労働大学校」の運営等業務(警備等業務))の業務請負者が管理・運營業務を実施するに当たり、機構又は第三者に損害を与えた場合において、その損害の賠償に関し契約書により本業務請負者が負うべき責任に関する次の事項

(1) 請負者は、管理・運營業務を実施するにあたり、請負者又はその職員その他の従事者が、故意又は過失により、第三者に損害を与えたときは、当該第三者に対する賠償の責に任ずるものとする。

この場合において、当該損害の発生について機構の責に帰すべき理由が存するときは、請負者は機構に対し、当該第三者に支払った損害賠償額のうち自ら賠償の責に任ずるべき金額を超える部分について求償することができるものとする。

また、機構が第三者に対する賠償を行ったときは、機構は請負者に対し、当該第三者に支払った損害賠償額(当該損害の発生について機構の責に帰すべき理由が存する場合は、機構が自ら賠償の責に任ずべき金額を超える部分に限る。)について求償することができるものとする。

(2) 請負者は、契約に違反し又は故意もしくは重大な過失によって、機構に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として機構に支払わなければならない。

(3) 請負者の故意若しくは重大な過失によって、機構の物品等に損害を与えたときは、請負者はその損害に相当する金額を損害賠償として機構に支払わなければならない。